### 第三者評価結果

事業所名:幼保連携型認定こども園 YMCAいずみ保育園

#### A-1 保育内容

# A-1-(1) 全体的な計画の作成 A-1-(1)-① (A 1) (A 1) 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

#### <<u>コメント></u>

法人はキリスト教信仰に基づいた国際的な団体です。全体的な計画は法人内保育園・こども園共通の様式で、法人の教育・保育の理念、教育・保育の指命、教育・保育方針、教育・保育目標から法人内の保育園・こども園として目指す保育の方向、考え方を示しています。全体的な計画は、職員全体でのミーティングで理念や方針の読み合わせを行ない、共通理解を図った上で作成や見直しをし、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しています。全体的な計画は法人で作成し、全14園共通となっています。毎年園全体での話し合いの結果を踏まえ、さらに各園の特色が盛り込まれた内容(主な行事、地域の特色・交流・連携、小学校への接続・連携、子育ての支援、環境・衛生・安全管理等)を、年間指導計画以下の計画に反映されることが期待されます。

#### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

[A2] A-1-(2)-①

・・・、ニ/・ジ 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 b

#### (コメント>

各保育室と廊下は床暖房を設置しています。園内の清掃は、清掃専門の職員(週2回勤務)のほか、職員間で手分けして行っています。 各部屋には陽光が十分得られる造りです。夏場の熱中症指数は午前9時の段階で出しています。衛生面や感染症対策を行い、おもちゃや 園内各所の消毒を丁寧にしています。レンタルの午睡布団乾燥は毎月、害虫駆除は3ヶ月ごとに行っています。年齢、季節、子どもの様 子等を見て、家具の配置や環境の見直しをしています。子どもの動線や安全も配慮し、机・椅子、便器等は子どもの使い勝手に配慮し た形状になっています。トイレの手洗い場は自動水栓、踏み台で高さ調整をしています。トイレの臭い対策として開園中は換気扇をつ けています。園庭の砂場の砂の補充も適宜しています。子どもの生活にふさわしい保育室環境整備について、今後も検討を続けること が望まれます。

## 【A3】 A-1-(2)-② -人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

入園時に家庭から提出してもらった書類や入園時個別面談からの情報のほか、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重するようにしています。子どもの育ちや個性を職員間で共有し、関わり方を模索しながら子どもの主体性を大切にする保育に努めています。低年齢の子どもの表情や動作から推し量り、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁したりしています。幼児は、時にはお互いを認め合える思いやりと優しさを感じ、表現できるよう援助しています。法人の人権勉強会のほか、園内で不適切保育について話し合い、子どものへの言葉かけはポジティブな言葉で(〇〇しない、でなく、〇〇しましょう等)ゆっくりと語尾を下げて話すことなどを確認しています。子どもでなく職員の都合優先になっていないか、毎日振り返りの時間を持ち、子どもの姿を確認しています。

### [A4] A-1-(2)-3

、・・、ニ/ ③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 а

#### <コメント>

挨拶(チクチク・ふわふわ言葉含む)、食事(座る姿勢や食具の使い方、個々の状態や思いを大切に考え時間に余裕を持つ等)、姿勢を保つ、排泄、着脱等、基本的な生活習慣を身につけ、園での生活がスムーズに行えるよう、年齢や発達に合わせて段階的に進めるための援助をしています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるようにするほか、職員に甘えたい子どもの気持ちも受けとめ、その都度対応しています。園での箸の使用は平均4歳途中くらいを目安に個別に対応しています。コロナ禍の影響で園での歯磨きは中止しています。活動は動と静のバランスを考えています。月齢の低い子どもの午前寝、夕寝等子どもの状態により組み合わせています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、日々の保育の中で子どもの年齢に合わせて伝えながら園と家庭と連携して進めるようにしています。

[A5] A-1-(2)-@

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<<u>コメント></u>

保育室は子どもの目線に合わせた低い棚に、おもちゃや絵本、自分の荷物を置き、子どもが自分で取り出すことができる環境です。遊びや活動は子どもたちが選び、それをもとに日中活動を組み立てていますが、遊びや活動に参加をしない自由も保証しています。職員は遊びに参加したり、危険がないように見守っています。園庭は傾斜をそのまま生かしており、古タイヤは保護者が遊び用に設置しています。子どもたちは遊びの中で進んで身体を動かしています。穴掘りや土遊びに夢中な子どもの姿もあります。散歩や戸外活動は社会的ルールを知り、身につける機会ともしています。植栽が多い園庭や公園での自然探しのほか、園内でカブトムシ、カエル等の飼育を通して命の不思議についても触れています。コロナ禍以前はキリスト教の「花の日」の制作品を地域ケアプラザ、高齢者施設、交番、郵便局等に届けています。

A - 1 - (2) - (5)

【A6】 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

<コメント>

0歳児クラスは畳のスペース、おもちゃ・知育玩具などを用意し、0歳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。ハイハイをしたり、おもちゃ等口に入れることもあるので衛生面にも配慮しています。職員は子どもの表情や様子、発する声などを大切にし、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。可能な限り個別での丁寧な関わりを心がけ、愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具は子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。保護者とは個別の連絡アプリケーション配信、学年ごとのドキュメンテーション(写真とコメント)配信、送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて信頼関係を築き、子どもが24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。

A-1-(2)-6

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。 a

<コメント>

子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、さりげなく援助し、できたときは十分に褒めて自信や意欲につなげながらも甘えたい気持ちも尊重するなど、子どもからの発信を大切に受け止めています。成長の過程で見られるかみつきやひっかきについては、そのつど職員間で連携して、本人の思いを代弁したり、職員同士の座る位置等配慮しながら対応できるようにしています。異年齢で遊ぶ機会や担任のほか、看護師、栄養士等と関わる機会は多くあります。保護者とは個別の連絡アプリケーション配信、学年ごとのドキュメンテーション(写真とコメント)配信、送迎時のやりとり等、一人ひとりの体調や様子について丁寧に連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。

A - 1 - (2) - 7

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

<<u>コメント></u>

3~5歳児クラスはオープンフロアで活動をしています。一斉保育は極力行わず、個々の興味関心に沿った保育や子どもが遊びを選び取れる環境を作り出すようにしています。一日の流れも自然に理解し、主体的な生活をしています。子どもたちはよく歩き、藤沢長後のわんぱく城、大和のゆとりの森のほか、江の島まで行くこともあります。例年、4歳児クラスは法人の施設を使用した夏のお泊り会、5歳児クラスは夏と冬に2泊3日のキャンプ体験もあります。外部講師による体育とプール遊び(4、5才、月2回)、英語遊び(3~5才、月1回)を行っています。子どもたちは異年齢での日々の何気ない関わりや友だちとの遊びの中からたくさんのことを学んでいます。5歳児クラスが低年齢クラスのお手伝い(着替えや寝かしつけ)をすることもあります。子どもたちの活動についてはドキュメンテーション(写真とコメント)配信、口頭でのやりとりで保護者に伝えています。また、幼保小の連絡会や上飯田子育てネットワークの集まりで園の活動や子どもたちの育ちを伝えています。

[A9] A-1-(2)-8

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

エレベーターの設置、バリアフリー構造等ハード面での環境整備をしています。障害のある子どもを受け入れたときは、個別指導計画 (子どもの状態により、毎月あるいは3ヶ月ごと)を作成しています。集団生活を共に過ごせるよう、看護師、栄養士、担任が病院に同行し、医師から指示を受ける場合もあります。家庭と園の連携を密にし、関わり方や対応について伝えあい、園でも安心して過ごせるよう配慮しています。必要に応じて法人から臨床心理士、特別支援士の訪問や、横浜南部地域療育センターの巡回相談も受けられます。職員は園内や外部研修を受講し障害のある子どもの保育について学んでいます。保護者には重要事項説明書の「横浜YMCA一私たちの使命一」で多文化共生の社会を目指していることを伝えています。運動会の5歳児クラスのリレーを、走らずに「歩くリレー」にすることを子どもたちが考え、全員参加できたなど、多文化共生を子どもたちが体現した事例があります。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

#### **<コメント>**

登園から降園まで、子どもの生活の連続性に配慮しています。低年齢クラスでは、各クラスで職員とゆったり過ごしたり、活動や生活をクラスを超えて共にする等臨機応変に対応しています。幼児クラスでは、子どもが主体的に活動できるように、環境設定や職員配置を工夫しています。建物の構造上、子どもの在園時間を考慮し、ゆっくり落ち着ける環境整備は十分とは言えない状況です。さらなる工夫が期待されます。給食、おやつ、補食を提供しています。子どもの生活リズムや活動に合わせ、提供時間に幅を持たせています。日常的に異年齢合同の生活で、自由遊びの時間帯、それぞれ好きな遊びや活動で、異年齢同士が一緒に過ごしています。子どもの状況について保育士間の引き継ぎは、職員連絡ノート、伝達連絡板、口頭により行っています。保護者とは、連絡通信アプリケーションでの配信、送迎時の会話、懇談会、個人面談で連携を取っています。

A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

全体的な計画に「小学校への接続・連携」「幼児教育で育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を記載しています。5歳児年間指導計画に「小学校との連携」の項目があります。各領域にわたり、就学に向けての内容を記載しています。コロナ5類移行後、近隣の小学校訪問や小学生との交流が再開されてきています。運動会は小学校の校庭を利用させてもらっています。小学校では上履きを履く、給食は時間内に食べ終える等日常の中で子どもに伝えています。卒園児と定期的に交流する機会があります。保護者へは、就学に向けての情報を面談等で伝えています。小学校教員の研修に、職員が講師として例年招かれ、人権についての話をしています。年長児担任が幼保連携型認定こども園園児指導要録を作成しています。園長、主任が確認後、就学予定校に郵送あるいは持参したり、小学校教諭が来園または、電話で引き継ぎを行っています。子どもや保護者が小学校以降の生活についての見通しを持てる機会はまだ不十分と園では考えています。さらなる取組が期待されます。

 A-1-(3) 健康管理
 第三者評価結果

 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。
 b

(コメント>

衛生管理に関するマニュアル、業務マニュアル、保健計画、健康調査票を整備し、一人ひとりの心身の健康状態を把握、記録しています。健康状態は登園時、保護者からの聞き取り、連絡帳、子どもの観察で確認しています。既往症や予防接種状況は、入園時に保護者が記入した書類を提出してもらっています。入園後は保護者からの連絡で追記しています。保護者には「重要事項説明書」をもとに健康に関する方針や園での対応等を伝えています。保育の子どもの健康に関する取組は、ほけんだより、園だより、通信アプリケーションで配信、掲示物等で伝えています。乳幼児突然死症候群予防策として、呼吸チェックを実施し、記録しています。寝る姿勢に留意し、顔色等が分かるように部屋を暗くし過ぎないようにしています。保護者に向けて乳幼児突然死症候群についての説明や資料配付は特にしていません。今後の取組が期待されます。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

(コメント)

内科健診、歯科健診を年2回実施しています。結果は健康調査票に記載し、ファイルしています。保護者には結果を連絡通信アプリケーション、あるいは個別に口頭で知らせています。看護師を職員配置しており、子どもの健康状況の把握と、健康に関する書類等の管理をしています。コロナ禍以降、園では食後の歯磨きを中止していますが、歯科健診時の折に、歯科医師・歯科衛生士から歯磨き指導をしてもらっています。日常の保育の中で、看護師やクラス担任が子どもに、健康、身体と栄養、病気予防等について話をしたり、絵本を使ったりして分かりやすく伝えるようにしています。水分補給や、うがい手洗いの大切さ、衣服の調整等が理解できるようになっています。

A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

b

くコメント>

アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについて、保育教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表にもとづき対応しています。 園でアレルギー対応マニュアルを整備しています。花粉、日光、動物の毛等のアレルギーの事例は現在ありませんが、それぞれの対応 を講じることにしています。食物アレルギーに関するマニュアルがあります。保護者と連携し、除去食面接記録を整備し、除去食を提 供しています。給食は卵、小麦、乳を使用しないメニュー(なかよし給食)としています。なかよし給食であっても、誤食防止対策と しての手順、対応どおりに対処しています。色違いのトレイ、食器、職員間での確認、食事の場所の固定化等をしています。重要事項 説明書で、アレルギーについて記載しています。本人、他の子どもにもアレルギー疾患や食物アレルギーについて分かりやすく説明し ています。保護者には、必要のないものや、食べ物等を登園の際に持ち込まないように伝えています。

# A-1-(4) 食事 第三者評価結果 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a

くコメント>

それぞれの子どもの1日の生活の流れを重視し、遊びや活動が一区切りついたり、お腹がすいた子から順番にテーブルに着くようにしています。低年齢児クラスでは小人数のグループを作り、グループごとに職員が一人付き、個別対応ができるようにしています。幼児クラスはランチスペースで異年齢でテーブルを囲み、人数が揃ったテーブルから食べ始めます。バイキング形式で配膳から片づけまで自分たちでしています。食器は陶器を使っています。食具は子どもの発達に応じて使い分けています。苦手なものや食欲に応じ、盛り付けられた量から減らしたり、幼児クラスでは自分で食べられる量を職員に伝えています。お替りは自由です。食育活動として、プランターで野菜を栽培して給食に利用したり、クッキングで焼き芋にする、給食で使用する野菜をちぎる等、楽しみながら取り組んでいます。コロナ禍以前は味噌作り、お米を研ぐ、芋堀りに出かけるなどしていました。毎月、献立表、給食だよりを配付して情報提供しています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

#### <コメント>

献立は、法人系列保育園14園の栄養士が順番で作成した共通メニューで、2週間ごとのサイクルメニューとしています。子どもの食べる量、苦手なもの等を職員が把握しています。体調や子どもの状況に応じた調理方法に配慮しています。味付けや歯ごたえを残す等、調理の工夫をしています。残食は調理担当が記録しています。ランチスペースの壁に子ども向けに「これだけ残されていました」と日ごとの残食グラム数が書いた用紙を貼っています。残食が0グラムの日もあります。献立は季節の食材を用い、行事食、世界の料理や郷土食を取り入れています。調理室はガラス張りになっており、ランチスペースから、調理の様子等が見え、美味しそうな匂いもしてきます。食材は、生産者が特定でき、安全性が確認できるものを決まった業者・店舗から購入しています。マニュアルに基づき、給食施設の衛生管理、食材管理を徹底しています。

#### A-2 子育て支援

1	A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
	【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント> 登園時に保護者から、家庭の様子を聞いています。降園時に、その日の子どものエピソード、活動の様子等を伝えています。連絡通信 アプリケーションでのやり取りや、ドキュメンテーション配信、掲示、ホワイトボードで情報交換をしています。保育、教育の意図、 目標は重要事項説明書に記載しています。各おたより、懇談会、個人面談でも保護者に分かりやすく説明しています。園内に、子ども の作品や季節にちなんだ制作物を展示しています。保護者参加の行事、保育参観、懇談会等で子どもの成長を共有できるようにしてい ます。連絡通信アプリケーションで活動の様子をドキュメンテーション配信しています。園のホームページ、ブログ、SNSでも発信して います。違うクラスの様子や成長も感じることができます。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

コメント>

保護者とは、日ごろから何でも話しやすい雰囲気を作り、コミュニケーションをとるようにしています。異年齢合同で活動や生活をする機会が多く、クラス担任以外の職員も関わり、園全体で子どもを見ていると安心してもらえるようにしています。相談や、質問、意見はいつでも受け付けることを保護者に伝えています。園の保育士、栄養士、看護師が専門性を生かした助言と支援をしています。場合により、行政や戸塚療育センター、西部児童相談所、医療機関、法人所属心理士等と連携しています。保護者から相談を受けた職員は、1人で抱え込まず、クラスリーダー、主任、園長に報告し、助言が得られる体制です。面談する場合は職員2名で対応することにしています。相談、面談は保護者の就労等に配慮し、夕方以降の時間帯も受け付けています。電話や連絡通信アプリケーションで対応することもあります。相談があった場合、保育園業務アプリケーションに記録を残し、児童票にも記載し、フォローできるようにしています。

【A 19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

<<u>コメント></u>

年度始めに全職員でマニュアルの読み合わせをしています。虐待や不適切保育について考える時間を作ることで虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動を理解できるようにしています。職員は担当のクラスでなくても、全ての子どもを注意深く見守っています。朝の受入れ時、職員は積極的に声かけし、話やすい雰囲気を作るようにしながら子どもと保護者の言動や子どものあざ・傷・衣服の汚れ等を注意深く観察しています。非常勤職員が気づいた場合は常勤職員に報告し、園長・主任に相談しています。権利侵害で特に配慮が必要な子どもや保護者に関しては、行政、横浜市西部児童相談所、保健師、ケースワーカー等関係機関や関係者と積極的に関係を持ちながら、情報共有する体制があります。

#### A-3 保育の質の向上

#### 

#### **<コメント>**

各指導計画はマンスリーミーティングで互いの疑問点、改善点などを意見交換しています。日々の保育の記録は日誌で共有しています。子どもの情緒の安定、子どもの自立心を育てる等の視点を含む指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら指導計画の評価・反省をしています。職員個人の自己評価は目標管理制度で年4回行なっています。在職年数の長さや母語が日本語でない国がルーツの職員が多い園ですが、会議では若手の職員が提案や意見を言いやすく、先輩職員がそれを受け止める(人間関係の基本的なことを大事にする)気風が認可保育所時代から引き継がれており、保育実践の改善や専門性の向上に繋がっています。